

益田市ふるさとづくり寄附金業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

益田市ふるさとづくり寄附金の業務の一部を委託するにあたり、企画提案を募集し、総合的に評価することにより、最も業務の遂行に的確と判断される事業者を選定して当該業務の受注候補者として選定することを目的とする。

本要領は、受注を希望する事業者を選定するため、提案の応募等について必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名称

益田市ふるさとづくり寄附金業務委託

(2) 業務内容

別紙「益田市ふるさとづくり寄附金業務委託 仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和11年3月31日まで（3年間）

なお、運用開始予定日は令和8年4月1日からとし、運用開始日までの準備期間には委託料は発生しないとする。

※議会により予算が議決されなかった場合その他不測の事態により、契約の変更、解除を行うことがある。また、市は当該契約の変更・解約が行われたときの損害賠償の責めを負わないものとする。

(4) 契約限度額（案）

寄附受付サイト（ふるさとチョイス等）からの寄附金額に対し5%相当額（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）なお、契約にあたっては、募集に係る経費は2%以内、その他の業務は3%以内とする。

(5) 事業者の公募

事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。

本事業に参加しようとする事業者（以下「応募者」という。）は（2）に定める業務に関し提案を行うものとし、市は当該提案を審査し、事業者の選定を行う。

3 事務局

益田市 産業経済部 産業支援センター ふるさと納税担当

所在地：益田市常盤町1番1号

電 話：0856-31-0332

FAX：0856-22-0437

E-mail：furusatokifu@city.masuda.lg.jp

4 参加資格要件

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 仕様書に定める委託業務について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有するとともに、本市の指示に柔軟に対応できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しな

い者であること。

- (3) 本市及び他の地方公共団体から指名停止措置又は入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生開始手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (6) 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員関係者（又はこれらであったもの）でないこと。

5 実施スケジュール（予定）

	実施内容	日程
第1次審査 【書類審査】	公募開始（実施要領等の配付）	令和7年 7月30日（水）
	参加表明書等の受付期間	令和7年 7月30日（水）～ 令和7年 9月19日（金）12時
	参加表明書等に関する質問書受付期間	令和7年 7月30日（水）～ 令和7年 8月29日（金）12時
	参加表明書等に関する質問書の回答期限	令和7年 9月9日（火）
	第1次審査結果発表	令和7年10月7日（火）
第2次審査 【プレゼン テーション】	第2次審査	令和7年10月16日（木）
	選定結果の通知	令和7年10月27日（月）
	契約締結	結果通知後

※スケジュールについては、都合により変更となる場合がある。その場合は、益田市公式ウェブサイトにおいて告知する。

6 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は益田市公式ウェブサイトからダウンロードすること。（<https://www.city.masuda.lg.jp/>）

7 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年9月19日（金）12時（必着）
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出書類 5部（正本1部・副本4部（副本はコピー可））
 - （ア）参加表明書（様式第1号）

- (イ) 会社概要書（様式第 2 号）
- (ウ) 業務実績書（様式第 3 号）
- (エ) 業務実施体制調書（様式第 4 号）
- (オ) 誓約書（様式第 5 号）
- (カ) 履歴事項全部証明書
- (キ) 財務諸表
- (ク) 企画提案書（様式第 7 号）

様式第 7-1 から様式第 7-2 を用いて、両面印刷で 3 枚（6 ページ）以内。記載欄は適宜拡大可。カラー可、図、絵、写真等の使用は可。

- (ケ) 年間業務スケジュール（様式自由）

様式は自由とし、A 4 サイズ、横長片面で 1 枚以内とする。

- (コ) 参考見積書（様式自由）

様式は自由とし、消費税及び地方消費税を含む額とする。

見積書は、事業者名を記名して捺印の上、あて先は益田市長とする。

8 質問受付及び回答

本業務に関し質問がある場合は、次のとおり実施する。質問は要旨を簡潔にまとめ、質問書（様式第 8 号）により提出すること。

- (1) 提出期限 令和 7 年 8 月 2 9 日（金）1 2 時（必着）
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出様式 質問書（様式第 8 号）
- (4) 提出方法 電子メールにより行うこと。なお、電子メールの表題は「益田市ふるさとづくり寄附金業務質問書（事業者名）」とすること。
- (5) 回答期限 令和 7 年 9 月 9 日（火）
- (6) 回答方法 益田市公式ウェブサイトに掲載する。なお、質問に対する回答は、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

9 審査及び評価

- (1) 選定委員会の設置

市職員 4 名で構成する益田市ふるさとづくり寄附金業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、参加資格、提案内容等について総合的に審査を行う。

- (2) 第 1 次審査

(ア) 提出書類を「別添 評価基準」に基づき書類審査する。なお、応募者が 5 者以上になった場合、審査結果の上位 4 者を選定する。

(イ) 第 1 次審査結果は、令和 7 年 1 0 月 7 日（火）に様式第 6 号により通知する。

(ウ) 審査の経緯や審査内容に関しての質疑及び審査結果に対する異議は受け付けない。

(3) 第2次審査

第1次審査後に、応募者から企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼン等」という。)を対面にて実施する。

(ア) 開催期日 令和7年10月16日(木)

(イ) 開催場所 益田市役所 本館3階 第2会議室

(ウ) 時間構成 30分

(プレゼンテーション20分、ヒアリング10分程度)

(エ) 留意事項

- ・プレゼン等は3名程度(パソコン操作員を含む)とし、プロジェクター、スクリーン及び電源は本市で準備するが、その他の機器(パソコン等)が必要な場合は、応募者側で準備すること。
- ・説明補助者のオンライン参加は可能であるが、必要機器は応募者側で準備すること。
- ・提出された企画提案書並びにプレゼン等の説明の内容を選定委員が「別添 評価基準」に基づき審査する。
- ・審査結果について、評価点数の合計が最も高い応募者が優先交渉権を得ることとする。ただし、選定委員会各委員の特点を合算した値の1/2以上を得ていることとし、それに満たない場合は選定委員会で審議することとする。また、評価点数の合計が同点の場合は、選定委員会にて審議し、決定する。

(オ) 第2次審査結果は令和7年10月27日(月)に、書面により応募者全員に通知することとし、選考結果については益田市公式ウェブサイトで公開する。
なお、審査の経過に関する質問及び結果に対する異議申し立ては、受け付けないものとする。

10 その他事項

- (1) 7による参加表明の後に、都合により本公募を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届(様式第9号)を提出すること。
- (2) 市は、本公募における郵便及び電子メール等に関する通信事故については、一切責任を負わない。
- (3) 提案に関して必要となる一切の費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書その他の書類は返却しない。ただし、これらの著作権は応募者に帰属する。
- (5) 企画提案書その他の提出書類について虚偽の記載をした者は、提案の内容によらず、失格となる。